

公募提案型市民協働事業審査会の委員の選任について

1 審査会について

公募提案型市民協働事業の提案団体に対し、提案する協働事業の内容の説明を公開の場で求め、提案された協働事業の採択等について審査するもの。

2 審査会の所掌事務

- (1) 提案団体が提案する協働事業の内容について審査すること。
- (2) 提案団体の提案について、審査基準に基づき採点すること。

3 審査委員数

6 名（当推進会議から選任した 4 名と市職員 2 名で構成）

4 審査会日時

令和 6 年 2 月 3 日（土） 午後 1 時から午後 4 時（予定）

5 場所

射水市役所庁舎 302～304 会議室

6 選任に当たっての要件

- (1) 委員が所属する団体が提案をしていないこと
- (2) 委員と提案団体とが利害関係にないこと